平成２６年（フ）第６９０号
愛知県津島市宇治町字小切40番地２　ナビシティ津島207号
債務者　髙木　　忍
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６９１号
愛知県津島市宇治町字小切40番地２　ナビシティ津島207号
債務者　髙木　洋子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７２号
香川県高松市田村町1179番地　市住10―104
債務者　市川　　清
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０１号
長崎県長崎市目覚町23番15号　松荘301号室
債務者　三角　弥生
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
沖縄県那覇市壺川３丁目２番地４　壺川市営住宅３―410
債務者　林　　洋子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１２６号
仙台市宮城野区原町１丁目３番14―507号
債務者　斉藤　　仁
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
仙台市宮城野区東宮城野４番３―709、住民票上の住所仙台市青葉区山手町27番11―702号
債務者　小島　幸夫
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２３２号
宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字大原35番地３
債務者　高橋美紀子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
仙台市若林区南小泉２丁目５番８号　ファミール小林405
債務者　吉田　道夫
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
福島県いわき市中央台飯野２丁目１番地の１市営住宅10―９
債務者　筒井　美保
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第９６号
茨城県ひたちなか市大字高場1409番地３　タカノハハイツ102号
債務者　佐藤　秀則
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１３７号
石川県かほく市内日角ル６番地21
債務者　杉本　由香
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５３号
山梨県甲府市下石田２丁目24番16号　ラフィーネ甲府311号
債務者　永洞　知子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４４号
長野県千曲市大字鋳物師屋277番地１
債務者　高橋　恭平
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４７号
長野県安曇野市穂高柏原2806番地　県営柏原団地48―70
債務者　中嶋伊佐子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１３８号
岐阜市須賀４丁目１番８―207号　浅野第２ビル
債務者　森田　広美
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７４号
三重県いなべ市員弁町楚原876―９インルピナス413、住民票上の住所大阪府大阪市生野区中川東２丁目９番14号
債務者　永峯　典和
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　津地方裁判所四日市支部破産係